

選挙制度を巡る憲法問題として、投票価値の平等の問題が知られる。すべての有権者が平等であるべきならば、単に1人が1票を持つだけでは足りず、その1票が選挙の結果に及ぼす影響力も平等でなければならない。それゆえ選挙区間で、選出議員1人あたりの有権者数(あるいは人口)が等しくなければならぬ。

だが高度経済成長期以来、大都市圏への人口流入が続いたため、大都市圏では有権者数が多いのに議員の数が少ないところではその逆の状況となり問題視された。選挙のたびに裁判が起こされるが、問題が解決しないのはなぜか。

最高裁の判断枠組みは、1976年判決から基本的に変化はない。まず投票価値の平等が憲法上の要請であることを認めながら、選挙制度については代表者を通じて国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目指す。他方、政治の安定の要請も考慮しながら各国の事情に即して決定されるべきとして、国会は投票価値の平等だけでなく他の

事項も考慮して、公正かつ効果的な代表という目標を実現するために適切な選挙制度を決定できると考える。そして図のような順番で審査する。この判断枠組みに対

## 選挙区はどうあるべきか(下)

では、①で投票価値の平等を唯一絶対の基準とすべきではないか、また②が認められれば直ちに定数配分は違憲、選挙も無効になるのではないか――といった批判もある。

最高裁によればこうした判断方法がどうてきたのは、憲法の予定する司法権と立法権の関係に由来する。裁判所が選挙制度を投票価値の平等に反して違憲と判断しても、

一方、米合衆国の例に倣い、最高裁が自ら暫定的に定数配分を変更して選挙実施を命令するのも権利救済のため認められるという主張もある。

最高裁が実際にこの手段に訴えるには、国会と正面衝突してしまう格差が2倍を超えて

都道府県を選挙区の単位として固定する結果、投票価値の大きな不平等状態が長期間継続している状況下では、この仕組み自体を見直すことが必要になると言った。これを受け、昨年の定数は正で合区(鳥取・島根・徳島・高知)が行われるに至り、昨年の参議院議員選挙での格差は3・08倍まで縮小した。これも裁判で争われており、現在最高裁で審理中である。

ここで注目したのは、参議院に関する最高裁の判断が厳格化している理由である。12年判決によれば、①衆参両議院とともに、都道府県また残りの議席を人口数に比例して配分する方式を採用したため、格差が2倍を超えて

また選挙制度にも関連して憲法43条が全国議員を「全國民を代表する」ものと定めていたことから、国会議員の性質として「国民代表」と「地域代表」の關係をどううらえるかも問題となる。

この判決を巡っては、「全

国民の代表」の文言について、

地域性の考慮を禁止する要請

まで読み込むに至ったとの見

方もある。しかしこまでの見

強い含意はなく、地域だけでは投票価値の不平等を正当化する理由はない」として

を示したものだと解される。

とはいえ、最高裁による投票価値の平等の要請が厳しくなっていることは確かだ。衆議院については昨年ようやく独立して全国民のために行動すべき使命を有するものであるといつことう意味するなど述べた。

すなわち「全国人民の代表」とは、議員は全国人民のために活動すべしという政治道徳を説いたものであり、リコール(解散請求)など議員を選挙するためのツールを20年の国勢調査に基づく新たな選挙区割りの導入するところとなった。

これに対して参議院では、地方選出議員を中心に合区に

対する反対が広がっていると

うだ。現状では、厳格な要請

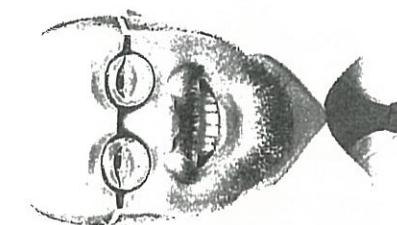
を受けて選挙制度を見直すか、権限論に踏み込んでこの要請そのものを緩和する道を探るかが問われている。

## 経済教室

上田 健介 近畿大学教授

### ポイント

- 最高裁、国会と対峙には国民の理解必要
- 「ねじれ国会」経て参院の権限の強さ意識
- 地域性は投票価値の不平等を正当化せず



うえだ・けんすけ  
74年生まれ。京都大法卒、専門  
同大博士(法学)。  
は憲法学

## 参院、権限と併せて議論を

実際にこれを是正して新たな選挙制度をつくるのは国会の役割である。だから裁判所ができるることは、何とか国会に是正をさせるべくメッセージを衆議院に送ることだといふのだ。

それでも近年、最高裁の判断は厳格になってきており。衆議院については、小選挙区制の導入の際に選挙区間の人

でも国民の支持を得られるという自信が必要にならう。それでも近年、最高裁の判断は厳格になってきており。衆議院については、小選挙区を合憲としているが、2011年判決で小選挙区制への移行に際しての激変緩和措置にすぎず、合理的な期間を経過したことで見直しを要求した。

参議院についても12年判決から、最高裁の判断が目に見えて厳格化している。かつて5・26倍を合憲としたこともあつたが、12年判決は5・00倍を、14年判決は4・77倍を違憲状態と判断した。

②はおそらく「ねじれ国会」で示された参議院の権限の強さを意識したものだろう。参議院も衆議院と同様の権限を持つのであれば、投票価値の平等の要請も衆議院と同様に

依然として存在する。しかし12年判決は、この②衆議院では格差を2倍未満とする基準が定められておりに加えて、③急速に変化する社会情勢の下で「国政の運営における参議院の役割はこれまでにも増して大きくなっている」ことが挙げられている。

83年判決では、参議院の選挙

の前述したように、最高裁は

この判決を巡っては、「全

国民の代表」の文言について、

地域性の考慮を禁止する要請

まで読み込むに至ったとの見

方もある。しかしこまでの見

強い含意はなく、地域だけでは投票価値の不平等を正当化する理由はない」として

を示したものだと解される。

とはいえ、最高裁による投票

価値の平等の要請が厳しくな

っていることは確かだ。衆

議院については昨年ようやく

「衆議院選挙制度に関する調査会」の答申を受けて改正

がなされ、比例配分計算法に基づく新たな選挙区割りのルールを20年の国勢調査から導入することになった。

これに対して参議院では、

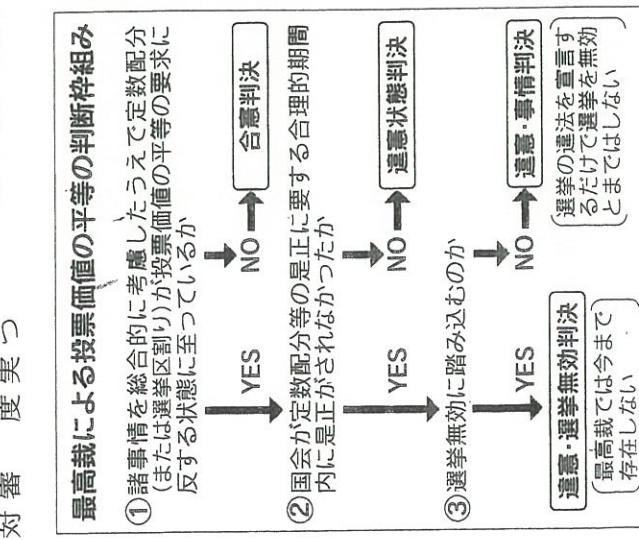
地方選出議員を中心

に合区に

うだ。現状では、厳格な要請

を受けて選挙制度を見直す

かが問われている。



参議院についても12年判決から、最高裁の判断が目に見えて厳格化している。かつて5・26倍を合憲としたこともあつたが、12年判決は5・00倍を、14年判決は4・77倍を違憲状態と判断した。

また從来、参議院の選挙制度では「事実上都道府県代表権的意義ないし機能」を加味する事が許されてきた(83年判決)。しかし12年判決は、

よつて権限と組織原理の間に相関関係があることを念頭に置くならば、二院制における参議院の権限、役割とセットにした議論をすべきだ。

代理人を用いて企業が消費するより結びつく地域などの利害や意見を踏まえつつ、他方で討論を通じて調整や妥協を図り国民全体の利益になる政策を生み出すべき存在であることから選挙制度に着目した議論には限定すべきではない。投票権に限定すべきではない。投票権の平等の要請を緩やかにする代わりに、参議院の権限を弱める(例では議院では最終的に衆議院に従つ慣行をつくる)ことも考へられる。

ところが11年判決は、衆議院の「一人別枠方式」を否定する中で「地域性に係る問題のために殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるとの合理性があることはいに難い」と述べた。

この判決を巡っては、「全

国民の代表」の文言について、

地域性の考慮を禁止する要請

まで読み込むに至ったとの見

方もある。しかしこまでの見

強い含意はなく、地域だけでは投票価値の不平等を正当化する理由はない」として

を示したものだと解される。

とはいえ、最高裁による投票

価値の平等の要請が厳しくな

っていることは確かだ。衆

議院については昨年ようやく

「衆議院選挙制度に関する調査会」の答申を受けて改正

がなされ、比例配分計算法に基づく新たな選挙区割りのルールを20年の国勢調査から導入することになった。

これに対して参議院では、

地方選出議員を中心

に合区に

うだ。現状では、厳格な要請

を受けて選挙制度を見直す

かが問われている。